

# 令和2年度芸術文化施設ロビーコンサート実施要項

## 1 趣旨

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、公演などの中止が相次ぎ、県内の新進・若手アーティストの活動の場が大幅に減少していることから、アーティストに活動の場を提供するとともに、広く県民に鑑賞の機会を提供する。

## 2 事業名

この事業の名称は、「芸術文化施設ロビーコンサート」とする。

## 3 主催・会場

兵庫県内の芸術文化施設その他適当な施設（以下「地元主催者」とする。）。

なお、新型コロナウイルスに係る「ガイドライン」を遵守し、運営されている会場とする。

## 4 事業内容

### (1) 鑑賞者

一般県民を対象とする。

### (2) 開催時期

令和2年8月～令和3年3月

### (3) 出演者・種目

室内楽、声楽、器楽、邦楽等の音楽全般の演奏者

### (4) 出演者の選定

兵庫県在住、又は兵庫県を活動拠点とする、(公財)兵庫県芸術文化協会（以下「協会」という。）が設置するひょうごアーティストサロンの登録アーティスト等の中から、地元主催者が希望する内容により、ひょうごアーティストサロンが選定する。

また、地元主催者は、ひょうごアーティストサロンに対し、希望するアーティストを出演者として要望することができる。

### (5) コンサートの形式

① 入場無料のコンサートとする。

② 演奏時間は30分～40分程度とする。

③ 1日1公演を限度とする。

④ 兵庫県いけばな協会による舞台花を設置し、異分野とのコラボレーションを行う（設置可能な会場のみ）。

### (6) 募集件数

36件程度。予算の範囲内で決定する。

## 5 事務の分担

### (1) 協会

出演者の派遣に関する事務を行う。

### (2) 地元主催者

広報、集客、会場設営、出演者控室等の手配に関するすべての事務（協会の事務を除く）を行う。ピアノが必要な場合は、ピアノの手配もあわせて行う。

## 6 経費

### (1) 協会

協会は、1公演分の出演料（源泉所得税額及び消費税額を含む。以下同じ。）として30,000円（新型コロナウイルスの感染対策費用10,000円を含む）を支出する。

ただし、出演者が高校生以下の場合は、出演者及びその関係者と協会が別途協議して、謝礼の内容や譲渡方法等を決定する。

兵庫県いけばな協会による舞台花の費用は協会が負担する。

### (2) 地元主催者

地元主催者は、出演料以外の経費を支出する。

## 7 実施手続

(1) 本事業の実施を希望する地元主催者は、予め4(4)による出演者の選定を経たうえで、別に定める期日までに、別紙「芸術文化施設ロビーコンサート実施申請書」（様式1）を協会に提出する。

(2) 協会は前項により提出された書類を審査し、事業の実施及び協会支出予定金額を決定し、実施決定通知書を地元主催者に通知する。（様式2）

(3) 地元主催者は事業実施誓約書を提出する。（様式3）

(4) 協会は前項により提出された書類を確認したうえで出演者と出演契約書（様式4）を締結する。

(5) 地元主催者は、事業終了後2週間以内に別紙「芸術文化施設ロビーコンサート実施報告書」（様式5）を協会に提出する。

(6) 出演者は、事業終了後すみやかに協会に請求書（様式6）を提出する。

ただし、出演者が高校生以下の場合は6(1)により手続きを進める。

(7) 協会は、7(5)により提出された書類により事業の実施を確認した後、前号の請求書に基づき、7(2)で決定した出演料の支出予定金額を上限として出演料をすみやかに出演者に支払う。

## 8 事業の中止等

地元主催者は、事業の中止の要件について必ず出演者に説明及び承認を得たうえで、実施申請書を提出しなければならない。

また、天災地変、暴動、争議行為、疫病、感染症の蔓延その他不可抗力等、やむを得ない事情により、事業の履行に不能が生じた場合、地元主催者は事業の中止について必ず事前に出演者及び協会に通知しなければならない。この場合において、地元主催者は出演者及び協会に対して、賠償の請求を行わないものとする。

ただし、事業開催日の2週間前以降に事業の中止が決定した場合は、経費の一部負担金（楽譜代、練習に係る費用等）として1公演あたり10,000円を協会が出演者に支払う。

## 9 その他

この要項に定めのない事項については、地元主催者、出演者及び協会の協議により決定する。